

地域包括支援センター運營業務（豊岡圏域）について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和5年11月29日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目総合庁舎2階

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係

電話 0166-25-5273

FAX 0166-29-6404

e-mail chojushakai@city.asahikawa.hokkaido.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 地域包括支援センター運營業務（豊岡圏域）

(2) 業務内容

旭川市地域包括支援センター運営方針、旭川市地域包括支援センター運営要綱及び委託業務仕様書によるものとする。

なお、旭川市地域包括支援センター運営方針、旭川市地域包括支援センター運営要綱及び委託業務仕様書については、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び関係法令の改正に伴い内容を変更することがあるため、案で示すこととする。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 参加表明書の提出の日において、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は公益法人であること。

(2) 参加表明書の提出の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加

資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 参加表明書の提出の日において、法人税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がない者であること。
- (5) 介護保険法第115条の2第2項第3号の2から第9号までの規定に該当しない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

地域包括支援センター運營業務（豊岡圏域）に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和5年11月29日（水）から令和5年12月19日（火）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、次のアドレスの旭川市ホームページにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d078610.html>

5 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和5年12月20日（水）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(2) 参加資格要件の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、令和5年12月22日（金）までに確認結果を通知する。併せて参加資格を有する者に、企画提案書等の提出を要請する。

(3) 企画提案書等の提出

(2)で企画提案書等の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書等を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和6年1月12日（金）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 実施要領等に示す、提出期限、提出場所、提出方法、企画提案書等作成要領の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があったとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- (4) 旭川市地域包括支援センター運営協議会委員及び関係者に直接的又は間接的にプロポーザルに対する援助を求めたとき。

7 受託候補者の特定

旭川市地域包括支援センター運営協議会において、実施要領等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 各年度分四半期ごとに前金払とする。

9 その他

(1) 企画提案書に関するヒアリングを行う。

(2) 参加表明書等及び企画提案書等に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出した者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返還しない。

(4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(5) 詳細は実施要領等による。